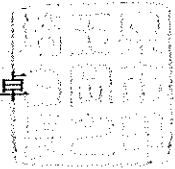


平成29年8月18日

白岡市都市計画税制審議会

会長 佐々木 操 様

白岡市長 小 島 卓



市街化調整区域である宮山団地への公共下水道の整備・供用開始に伴う都市計画税のあり方について（諮問）

白岡市都市計画税制審議会条例第2条の規定に基づき、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

市街化調整区域である宮山団地への公共下水道の整備・供用開始に伴う都市計画税のあり方について

2 諮問趣旨

市街化調整区域である宮山団地（白岡市上野田及び下野田地内）へ公共下水道を整備・供用開始することに当たり、下水道関連施設の整備や改築、維持管理等の都市計画事業に充てる財源の確保が必要である。

市街化区域との負担の均衡を図ること等を勘案し、市街化調整区域である宮山団地への公共下水道の整備・供用開始に伴う都市計画税のあり方について諮問するものである。

平成29年10月3日

白岡市長 小 島 卓 様

白岡市都市計画税制審議会
会長 佐々木 操

市街化調整区域である宮山団地への公共下水道の整備・供用開始に伴う都市計画税のあり方について（答申）

平成29年8月18日付け企第142号で諮問のあったことについては、下記のとおりです。

記

宮山団地は、市街化調整区域であるが、既に公共下水道工事が完了し、今後、接続及び供用開始が予定されている。

宮山団地の住民は、公共下水道の供用開始により、都市計画事業の受益を受けることになり、既に都市計画税を課している市街化区域との負担の公平性を考えると宮山団地へ都市計画税を課すことは妥当であると考えます。

なお、宮山団地へ都市計画税を課すに当たっては、住民へ十分な説明をし、理解を求めること。

